

新型コロナウイルス感染症の発生状況等に伴う
自立支援医療(精神通院医療)の有効期間延長対応等について(お知らせ)

令和2年4月30日付で厚生労働省より通知があり、自立支援医療(精神通院医療)受給者(令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する方に限ります)の皆様については、更新申請手続きを省略し、満了日を1年間延長することができることとなりました。

つきましては、下記の通りご案内いたします。

【有効期間延長について】

- ・ 有効期間が令和2年5月～令和3年2月までの間に満了する受給者証をお持ちの方は、更新申請手続きを省略し、満了日を1年間延長しているものとして扱います。現在お持ちの受給者証をそのまま医療機関へご提示いただき、横浜市から案内を受けている旨をお申し出ください。なお、既に診断書を取得済みである等により、通常通り更新申請手続きをしていただくことも可能です。その場合は、新しい受給者証を通常通り発行します。
- ・ 有効期間が令和2年3月～4月までの間に有効期間が満了し、現時点で更新申請を出していない方についても、同様に申請手続きを省略し、満了日を1年間延長しているものとして扱います。現在お持ちの受給者証をそのまま医療機関へご提示いただき、横浜市から案内を受けている旨をお申し出ください。
- ・ 現在、既に更新申請を提出していただいた方には、通常通り新しい受給者証を発行します。
- ・ 令和2年3月または4月の間に有効期限が切れてしまったあとに、後日再申請の手続きを済ませられた方は、今回に限り再申請日までの間の期間も本制度の対象として扱います。おかけの医療機関へ払い戻しのご相談をしていただき、返金ができなかった場合には、こころの健康相談センター(TEL:671-2415)へご連絡ください。

【変更申請について】

- ・ 変更申請(保険証の変更、指定医療機関の変更等)に関しては、通常通り申請手続きが必要となります。郵送でのお手続きも可能ですので、ご利用ください。
- ・ 指定医療機関(病院、薬局等)の変更申請手続きが間に合わずに、新型コロナウイルスの影響で別の医療機関にかかれる場合に限り、原則、お手元の受給者証のご提示により本制度の適用が可能です。医療機関受診時にその旨お申し出いただき、ご相談ください。

なお、本内容に今後変更等が生じた場合は、横浜市の精神通院医療のホームページへ、随時情報を掲載予定です。検索エンジンで「横浜市」「精神通院医療」と入力し、検索していただくと該当ページが検索結果として表示されますので、閲覧可能な方をご確認ください。

事務担当：

横浜市健康福祉局こころの健康相談センター
(TEL) 045-671-2415